

## 会 議 錄

会議名称	令和3年度第1回佐倉市障害者差別解消支援地域協議会
開催日時	令和3年11月12日 午前10時～午前11時45分
開催場所	佐倉市役所 社会福祉センター3階中会議室
出席者等	<p>委員：稻阪会長、大久保副会長、篠塚委員、          大賀委員（代理：小島）、佐野委員、近田委員、佐藤委員、          岡本委員、高野委員、土屋委員、木村委員、成嶋委員、          鈴木委員</p> <p>事務局：福祉部丸島部長、          障害福祉課 山本課長、杉本主査、土屋主査</p>
会議議題	<p>(1) 令和2年度佐倉市障害者差別解消支援地域協議会実施報告等について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 昨年度実施した障害者差別解消法支援地域協議会の報告</li> <li>② 障害福祉課で実施した、障害者差別解消法研修や障害者理解促進事業等の報告</li> </ul> <p>(2) 障害者差別解消法改正後の対応について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 合理的配慮について</li> <li>② 佐倉市職員対応要領についての公表について</li> </ul>
会議経過	別紙 令和3年度第1回佐倉市障害者差別解消支援地域協議会会議録のとおり

# 令和3年度 第1回佐倉市障害者差別解消支援地域協議会 会議録

## 【1 開会】

## 【2 議題等】

(1) 令和2年度佐倉市障害者差別解消支援地域協議会実施報告等について

- ① 昨年度実施した障害者差別解消法支援地域協議会の報告
- ② 障害福祉課で実施した、障害者差別解消法研修や障害者理解促進事業等の報告

(2) 障害者差別解消法改正後の対応について

- ① 合理的配慮について
- ② 佐倉市職員対応要領についての公表について

## 【3 閉会】

(1) 令和2年度佐倉市障害者差別解消支援地域協議会実施報告等について

- ① 昨年度実施した障害者差別解消法支援地域協議会の報告
- ② 障害福祉課で実施した、障害者差別解消法研修や障害者理解促進事業等の報告

(事務局より説明)

① 令和2年度に開催した全2回の協議会についての報告

・印旛圏域での障害者差別事例についての研修会

(講師 印旛健康福祉センター広域専門指導員 佐野 明彦氏)

② 障害者差別解消法職員研修、障害者週間における啓発展示の報告

「新成人のつどい(R3.1.11)」での障害者差別解消法パンフレットの配布

## 意見等

(委員)

サポートブックは、平成21年度に作成を行った。当時実行委員会を立ちあげて関係機

関や当事者が執筆する等により作成を行った。同時に、小学生向けに身体・知的・精神障害をそれぞれ A3 にまとめたダイジェスト版を作成した。

(委員)

県内では差別解消支援地域協議会が発足していないところもある。この協議会でどのような事を議論していくかが今後の課題であると感じている。

(委員)

障害者団体等連絡会の中で、街づくり点検をおこなっている。R4.2 にユーカリが丘地域での実施を予定している。障害理解の研修については、障害者自身が参加したほうがよいのではないかという意見が出ている。今後とも、市を含めてご協力いただきたい。

## (2) 障害者差別解消法改正後の対応について

- ① 合理的配慮について
- ② 佐倉市職員対応要領の公表について

(事務局より説明)

R3.5 障害者差別解消法が改正された。施行は3年以内とされているが、民間事業者が努力義務から義務となる。市では、平成 29 年 3 月に職員対応要領を策定しており、今後、民間事業者が義務化となることを踏まえてこの対応要領を令和 4 年 1 月頃に公開したいと考えている。

施行日までを準備期間として、市も当協議会で市民や事業者の皆さんと共に、差別のない社会の実現へ向け、合理的配慮について効果的な周知・啓発を行っていきたいと考えている。

本日の会議では、民間事業者の取組みについて情報収集させていただき、わかりやすい情報発信を行っていきたい。

## 意見等

(委員)

本協議会は、差別に係る事例が出た際に、解決に向けて協議するという役割があるが、この協議会に直接あがってくるというよりは、広域相談専門員と連携し対応していくことになるのではないか。本協議会は、その対応だけではなく、今後の民間事業者の義務化に向けて、できることがないかということを現場の意見を踏まえて考えていくのがよいのではないか。

H27.11 に国土交通省から対応指針が発出されている。R3.3 に公益財団法人交通エコロジーモビリティ財団が、都道府県向けに実施したアンケート結果を公表している。

相談事例が多いのが、肢体不自由の方が 53%、知的障害の方が 14%、交通機関の特性は、バス 39%、鉄道 25%、タクシー 18% であった。

このように公表されているが、実態はどうなのか。また、各公共交通団体での困りごと等を収集し、対応指針を作るお手伝いができればよいのではないか。

(委員)

千葉県タクシー協会主催で、10 年以上前から乗車にかかる介助についての研修・教育を行っている。乗務員への効果的な指導が実施できる要綱などがあれば参考にしたい。

(委員)

ノンステップバスの普及により、車いす 2 台が乗車できるなど不自由なく乗車いただけるようになっている。バス停への路上駐車があると困る場面がある。

(委員)

本協議会はつかみどころがないことを協議する場であるが、具体的な成果を上げたい。街づくり点検などの活動を、本協議会で積極的に取り上げていただきたい。

(委員)

精神障害は、見た目ではわからないことが多く、苦慮することも多い。この会議を通じて、当事者の意見が反映されるとよいと感じている。

(委員)

千葉県弁護士会は、要綱を策定し弁護士会員向けの職員向けに研修を行っている。その上で差別解消に関しては、個々に法律に即して法律相談を実施しているような状況である。

(委員)

今後この協議会でも、民間事業者の今後差別解消に関する具体的な取組に参考となるような、目に見えるものを作っていく中で、各団体や従業員へ広めていくことがこの協議会のひとつの役目として果たせるのではないかと考える。

～閉会～